



信書便事業に係る動向等について

令和4年10月13日
総務省情報流通行政局郵政行政部
信書便事業課、郵便課

信書便事業の現況

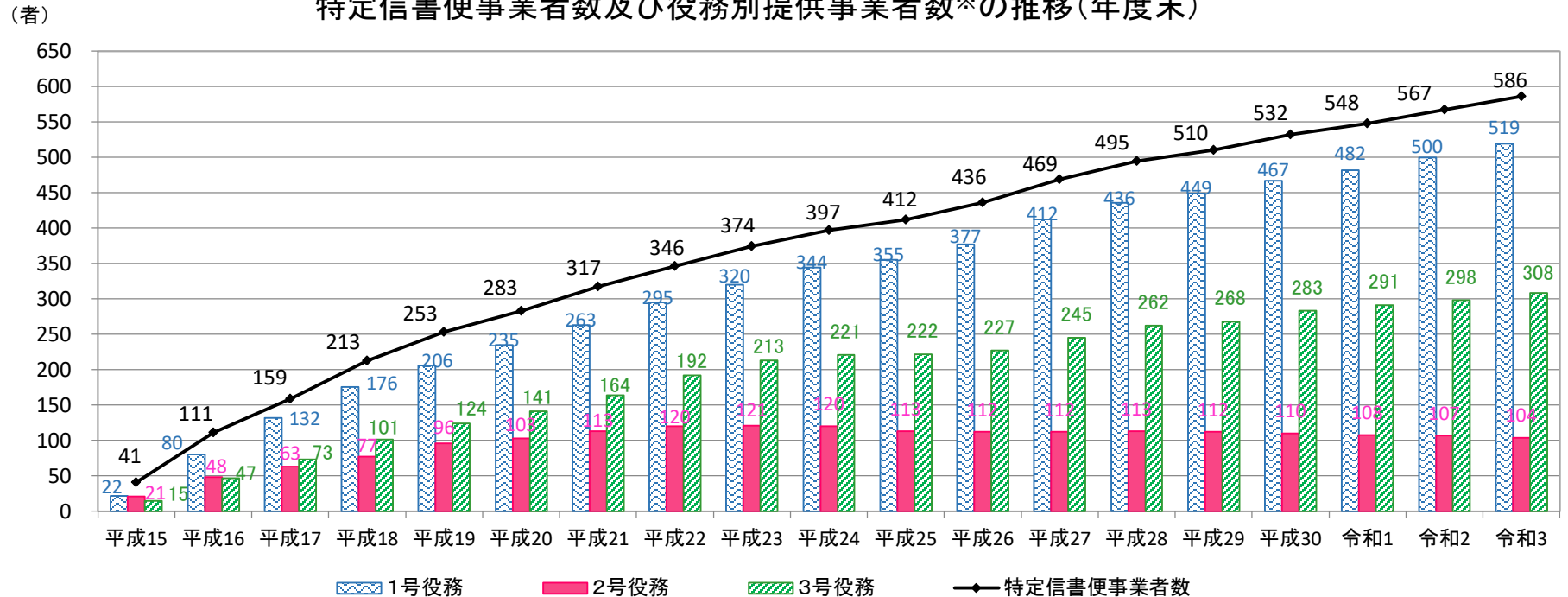
特定信書便事業者から報告のあった事業実績報告書及び事業報告書を基に、令和3年度の特定信書便事業の現況を取りまとめた結果、特定信書便事業への参入は着実に増加している一方で、令和3年度においては総引受通数及び売上高総額が減少した。

(1) 特定信書便事業者の総数及び役務別事業者数の推移

○令和3年度末の特定信書便事業者数は586者（前年度末から19者増）。

- ・ 1号役務：519者（19者増）
- ・ 2号役務：104者（3者減）
- ・ 3号役務：308者（10者増）

特定信書便事業者数及び役務別提供事業者数※の推移（年度末）



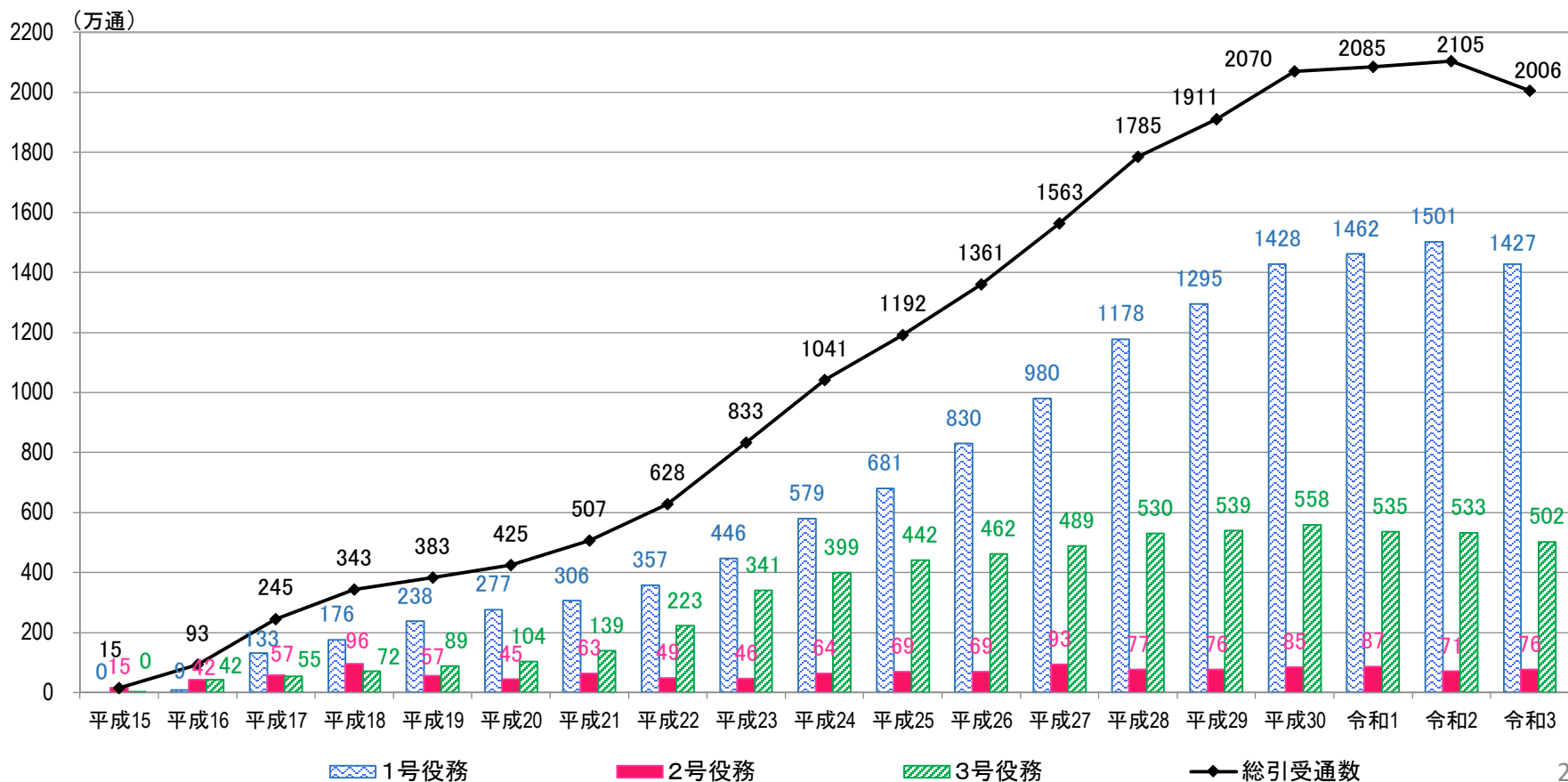
※ 複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

(2) 信書便物の総引受通数及び役務別引受通数の推移

○ 令和3年度の総引受通数は約2,006万通（前年度から約99万通減（4.7%減））。

- ・ 1号役務：約1,427万通（約74万通減（4.9%減））
- ・ 2号役務：約76万通（約5万通増（7.0%増））
- ・ 3号役務：約502万通（約31万通減（5.8%減））

役務別特定信書便引受通数の推移（年度別）

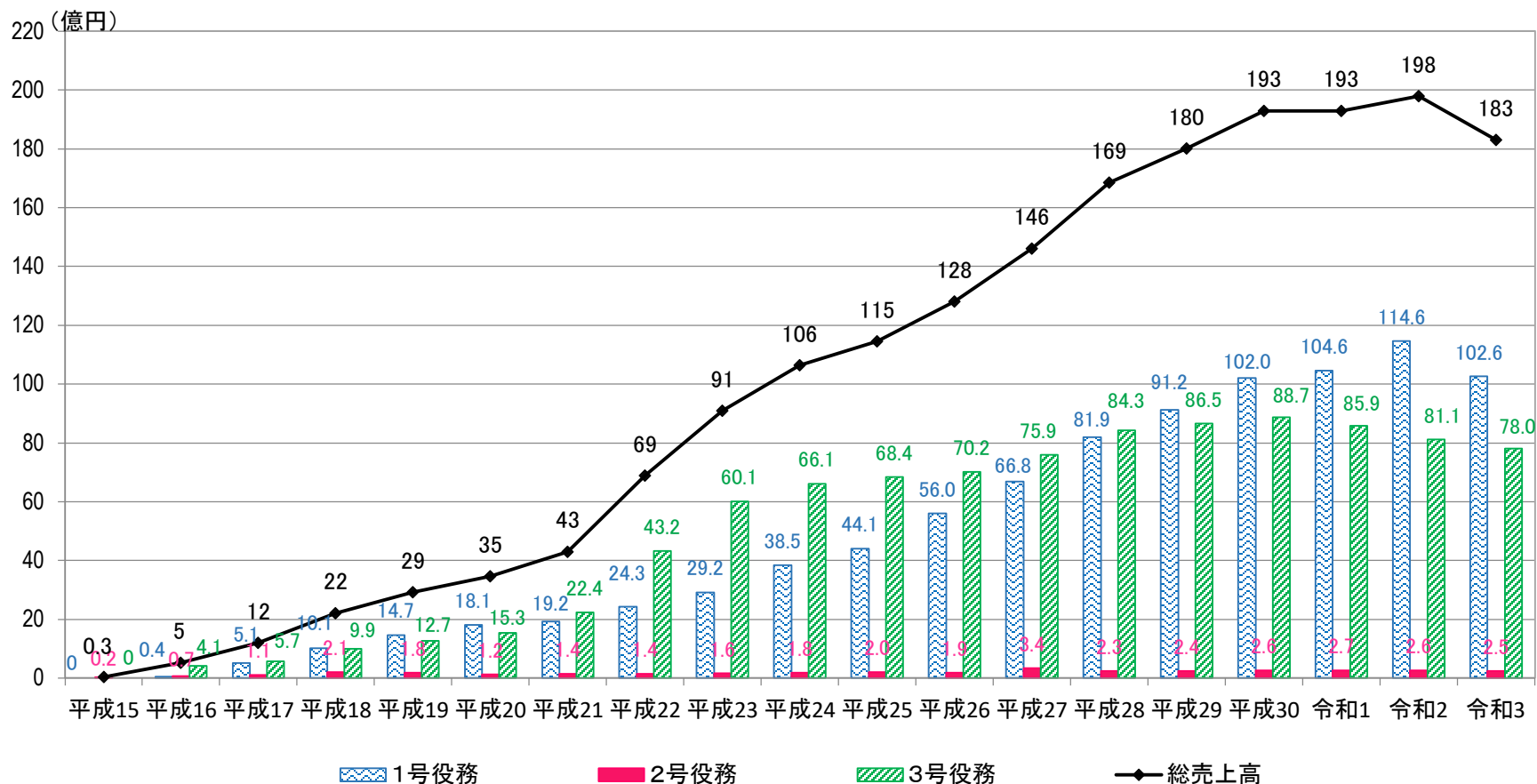


(3) 信書便事業の総売上高及び役務別売上高の推移

○ 令和3年度の売上高総額は約183億円（前年度から約15億円減（7.6%減））。

- ・ 1号役務：約102.6億円（約12億円減（10.5%減））
- ・ 2号役務：約2.5億円（約0.1億円減（3.8%減））
- ・ 3号役務：約78.0億円（約3.1億円減（3.8%減））

役務別特定信書便売上高の推移(年度別)



(4) 特定信書便事業者が他に行う主たる事業

○特定信書便事業者が他に行う主な事業を見ると、貨物運送業が400者と大多数を占め、次いで警備業38者、障害者福祉事業16者の順となっている。

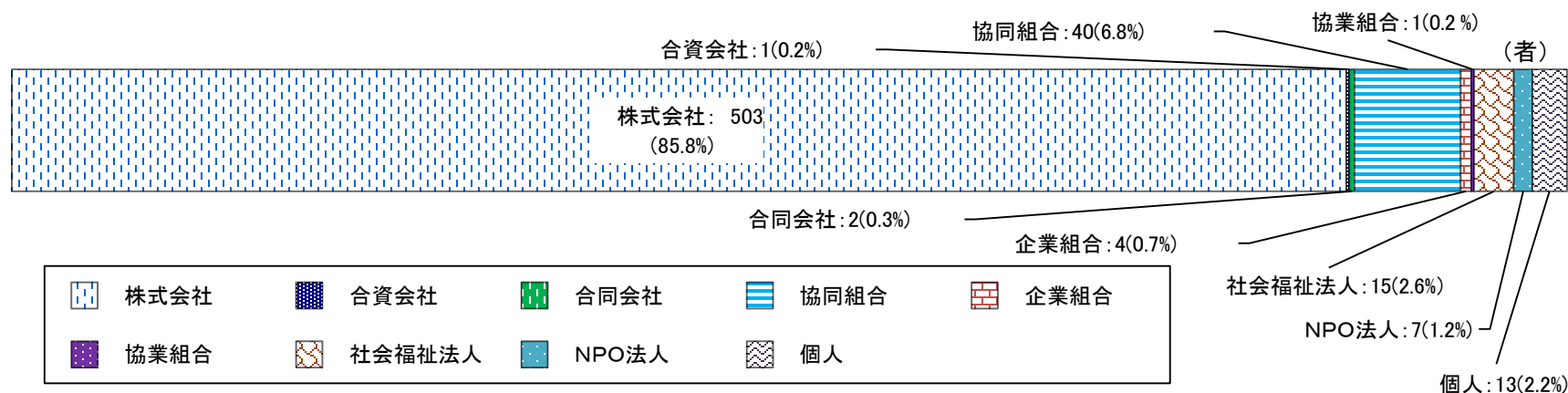
主要業種別の特定信書便事業者数(令和3年度末)

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	400	印刷業	3
警備業	38	建設業	3
障害者福祉事業	16	労働者派遣業	3
ビルメンテナンス業	15	広告業	2
旅客運送業	7	倉庫業	1
電気通信サービス業	5	港湾運送業	1
廃棄物処理業	5	こん包業	1
情報サービス業	4	その他卸売・小売業	7
不動産業	3	その他サービス業	72
		計	586

(5) 特定信書便事業者の経営形態

○特定信書便事業者の経営形態を見ると、会社形態（株式会社、合資会社及び合同会社）が506者で、全体の86.3%を占める。会社形態以外の法人では、協同組合が40者（6.8%）、社会福祉法人が15者（2.6%）、NPO法人が7者（1.2%）等となっている。また、個人でも13者（2.2%）が参入している。

経営形態別の特定信書便事業者数及び割合（令和3年度末）



○会社形態の特定信書便事業者を資本規模別に見ると、87.0%（440者）が1億円未満であり、中でも1千万円以上1億円未満の割合が最も大きく、会社形態の事業者の70.6%（357者）を占めている。

資本規模別の特定信書便事業者数及び割合（令和3年度末）

資本金	～1千万円未満	～1億円未満	～10億円未満	10億円以上	合計
会社数	83	357	50	16	506
(割合)	(16.4%)	(70.6%)	(9.9%)	(3.2%)	

(6) 地域別参入状況

○特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、高知県を除くすべての都道府県において事業参入が行われている。

本社所在地別の特定信書便事業者数(令和3年度末)

都道府県	事業者数	都道府県	事業者数	都道府県	事業者数
北海道	20	長野	10	岡山	8
青森	3	富山	6	広島	14
岩手	3	石川	5	山口	3
宮城	9	福井	4	徳島	2
秋田	4	岐阜	12	香川	4
山形	2	静岡	17	愛媛	8
福島	4	愛知	36	高知	0
茨城	6	三重	11	福岡	30
栃木	3	滋賀	5	佐賀	14
群馬	7	京都	10	長崎	11
埼玉	15	大阪	59	熊本	7
千葉	6	兵庫	18	大分	4
東京	131	奈良	3	宮崎	3
神奈川	32	和歌山	2	鹿児島	7
山梨	1	鳥取	2	沖縄	12
新潟	6	島根	7	全国	586

検査等の種類と概要

種類	概要
新規事業者検査	事業の開始、事業の譲受け、事業の承継または相続の後に、初めて信書便物の引受があった事業者に対して実施する検査
計画検査	前回の検査の結果または自主点検報告の確認結果が適正でなかった事業者、前回の検査または自主点検報告の後に法令違反の事実があった事業者等に対して実施する検査
特別検査	過去の検査、行政処分の状況、重大事故の発生等を踏まえ、随時に実施する検査
自主点検報告	前回の検査の結果または自主点検報告の確認結果が適正であった事業者が、自ら点検した結果について、総務省に行う報告

近年の検査・自主点検報告で指摘された主な不正事項

不正事項	不正内容例
無認可の業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の認可を受けずに業務委託していた。 ・総務省の認可を受けた者とは別の者に業務委託していた。
信書便物であることの非表示	<ul style="list-style-type: none"> ・信書便物に信書便物であることの表示がされていなかった。 ・信書便物に信書便事業者の名称等が表示されていなかった。
従業員教育の未実施	<p>従業員に対し、信書便事業に関する教育訓練が計画的に実施されていなかった。</p>
信書便約款によらない役務提供	<ul style="list-style-type: none"> ・改正信書便法施行(平成27年12月)前の信書便約款のまま、改正後のサイズで1号役務を提供していた。 ・信書便約款の記載と実際に提供されているサービスの名称、内容が異なっていた(事業計画とも異なっていた。)
標準信書便約款の不正適用	<p>一般貨物自動車運送事業者または貨物軽自動車運送事業者でないのに、標準信書便約款を適用していた。</p>

信書便制度の周知広報

- 制度説明会
利用者及び事業者向け説明会を全国で実施
- 個別訪問説明
主な訪問先: 自治体、経済団体、企業等
- 周知用ポスター
主な掲示先: 国、自治体、信書便事業者等
- 周知用チラシ
主な配布先: 自治体、信書便事業者、企業等
- 信書便年報
主な配布先: 自治体、図書館、企業等
- 総務省ホームページ
「信書便事業のページ」



周知用ポスター(B2版)
周知用チラシおもて(A3版)



信書便年報(A4版冊子)

特定信書便マーク

総務省は、平成22年3月5日に、特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定。

- 総務省では、特定信書便事業者が信書の取扱が可能であることを明解に示すシンボルマークを制定。
- 特定信書便マークに総務省が期待するもの
 - (1) 利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能になる。
 - (2) 特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する。
 - (3) 特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる。
- 総務省は、このマークの商標を登録。特定信書便事業者は、総務省の許諾を受けて、無料でこのマークを使用することができる。
- 令和4年8月末現在、特定信書便事業者約240者に対して使用を許諾。

〔特定信書便マーク〕



デザインコンセプト

○平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品。背景の「ブルー」色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”(青い鳥・希望の鳥))から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めたもの(秋田市の業者の作品)。

〔使用例〕



総務省ホームページ「信書便事業のページ」

「信書便事業」で検索してください



信書便事業



(又はこちらのURLを入力 https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)

総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications
ご意見・ご提案 ENGLISH(TOP) ENGLISH(ICT POLICY) アクセシビリティ 文字サイズの変更 小 標準 大
ENHANCED BY Google

- 総務省の紹介
- 広報・報道
- 政策
- 組織案内
- 所管法令
- 予算・決算
- 申請・手続
- 政策評価

総務省トップ > 政策 > 国民生活と安心・安全 > 信書便事業のページ

- 郵政行政
- 郵政改革
- 郵政民営化推進本部
- 郵政民営化委員会
- 日本郵政株式会社
- 満期を過ぎた郵便貯金・簡易生命保険はありませんか？

信書便事業のページ

制度について

- 信書便制度について
 - 信書制度周知用チラシ
- (このポスター・チラシは周知活動として広報誌などにご活用いただけますが、使用に際しては事前に主幹担当までご相談ください。担当者連絡先:03-6263-6974)

- 動画
- 知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～
- プロトタイプ
- ブロードバード
- YouTube

- 信書のガイドライン
- 信書便関連法令
- 信書便事業分野における個人情報保護について

事業許可申請に関すること

- 申請の手続について
- 信書便事業に関する申請等の手引
- 許可申請等の申請先及び問い合わせ先

統計資料

- 信書便年報
- 特定信書便事業の状況(平成30年度)

その他

- 信書便制度説明会の開催について
- 信書便事業者との意見交換会
- 「特定信書便マーク」について
- 信書便事業者一覧

- ダイレクトメール
 - 専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
 - 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの
- その他
 - 説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目録見書)、求人票、配送伝票、名刺、パスポート、振込用紙、出勤簿、ナンバープレート

より詳しく知りたい方へ

- 「信書に該当する文書に関する指針」(平成26年4月1日更新)
- 「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集(平成30年8月8日更新)
- 「信書に該当する文書に関する指針(案)」パブリックコメントにおける御意見に対する総務省の考え方

信書便関連法令

- 法律
 - 民間事業者による信書の送達に関する法律
- 政令
 - 民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等を定める政令
- 省令
 - 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則
- 訓令
 - 民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準
- 告示
 - 民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物
 - 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
 - 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款
 - 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」

(郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項)

- ・ 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受け取る者として特に定めた者。
- ・ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。
- ・ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

電磁的記録物は信書ではない

電磁的記録物(例:情報をCD、DVD、USBメモリ等に電子データとして記録したもの)は、そこに記載された情報が人の知覚によって認識することができないものであり、「文書」とはならないため、信書に該当しない。

信書について

信書に該当する文書

■書状

■請求書の類

【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、◇レセプト(診療報酬明細書等)、◇推薦書、◇注文書、◇年金に関する通知書・申告書、◇確定申告書、◇給与支払報告書

■会議招集通知の類

【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書

■許可書の類

【類例】免許証、認定書、表彰状

※カード形状の資格の認定書などを含みます。

■証明書の類

【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し ◇健康保険証、◇登記簿謄本、◇車検証、◇履歴書、◇産業廃棄物管理票、◇保険証券、◇振込証明書、◇輸出証明書、◇健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

■ダイレクトメール

- ・ 文書自体に受取人が記載されている文書
- ・ 商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書

■書籍の類

【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、◇講習会配布資料、◇作文、◇研究論文、◇卒業論文、◇裁判記録、◇図面、◇設計図書

■カタログ

■小切手の類

【類例】手形、株券、◇為替証書

■プリペイドカードの類

【類例】商品券、図書券、◇プリントアウトした電子チケット

■乗車券の類

【類例】航空券、定期券、入場券

■クレジットカードの類

【類例】キャッシュカード、ローンカード

■会員カードの類

【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード

■ダイレクトメール

- ・ 専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- ・ 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

■その他

◇説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書)、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート

※ ◇印は個々の相談において判断された事例。

信書の送達に関するQ&A(よくある質問)

Q1 特定の方ではなく、ご覧になる方一般向けに作成したお知らせ文書は信書に該当しますか？

特定の方ではなく、ご覧になる方一般に向けて意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当しません。

(例)

- ・来店した顧客に手渡すなどにより不特定の者に配布されている店舗移転のお知らせを他の顧客に送付する場合
- ・店舗やロビー等に置いて関心を持った者に自由に持ち帰らせるなど不特定の者に配布されているイベント・セミナー等の案内チラシを取引先に送付する場合

一方、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

※ ホームページや新聞等に掲載した内容と同一内容の文書であっても、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

(例)

- ・会員限定のセールスの開催案内を会員に送付する場合
- ・顧客を対象としたイベント・セミナー等への参加を勧誘したり、依頼する文書を取引先に送付する場合

また、意思を表示したり、事実を通知する文書であっても、例えば、会社から各従業員に対する文書を本社において全従業員分を一括作成し、支店等に所属する従業員分をまとめて送付する場合には、本社からその支店等への送付については、これにより会社が意思を表示したり、事実を通知するものではないため、信書の送達には該当しません。(その文書によって会社が意思を表示したり、事実を通知するのは、支店等においてその文書を各従業員に交付する際です。)

(例)

- ・本社で作成した全従業員分の給与明細を支店等の給与担当者に送付する場合

信書の送達に関するQ&A(よくある質問)

Q2 差出人から委託を受けて、信書を郵便局又は信書便事業者に差し出すことは、信書の送達に該当しますか？

信書の送達は、信書をその名宛人に送達することとなっておりますので、信書の差出しの委託を受け、郵便局又は信書便事業者に差し出すことのみを業とすることは、信書の送達にはなりません。

Q3 受け取った文書を差出人に返送する場合は、信書の送達に該当しますか？

ご指摘の事例では、信書に該当する場合と該当しない場合があります。

例えば、未記入の申込用紙を送付する場合は、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書とはならないため、信書に該当しませんが、その申込用紙を受け取った申込人が、必要な事項を記入した上で企業等に送付する場合は、特定の受取人に対して差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

信書の送達に関するQ&A(具体的な事例)

Q1 個人情報の記載がある文書はすべて信書に該当しますか？

信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。

Q2 論文は信書に該当しますか？

論文は、一般的に、広く一般に自らの考えや研究成果を知らしめるために作成される文書であるため信書には該当しません。

(類例) 作文、卒業論文、俳句、裁判記録、講習会冊子

Q3 履歴書は信書に該当しますか？

履歴書は、一般的に、応募する会社等に対し自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、応募者から会社等に送付する場合は、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

また、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、応募者への合否の通知という信書を送付する際に同封することが一般的であるため、郵便又は信書便で送付する必要があります。

なお、会社等から応募者に履歴書を単体で返送する場合は、会社等から応募者に対して意思を表示したり事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

信書の送達に関するQ&A(具体的な事例)

Q4 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？

各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当します。

Q5 車検証は信書に該当しますか？

車検証は、陸運局等が自動車の所有者に対して、登録された自動車が保安基準に適合していること及び記載された所有者が所有権を有しているという事実を通知したり、意思を表示する文書であり、信書に該当します。

一方、自動車の所有者が受領した後においては、その車検証による事実の通知や意思の表示が既になされた後であるため、その原本もコピーも、信書に該当しません。

(類例) 血統書、合格証書、産業廃棄物管理票、点検表・調査報告書・検査成績票・品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

ご清聴ありがとうございました。